

掛川市教育委員会規則第11号

掛川市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則をここに制定する。

平成24年3月21日

掛川市教育委員会
教育委員長

(別紙)

掛川市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任するため、必要な事項を定めるものとする。

(委任)

第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を企画政策部長に委任する。

- (1) 市民文化に関する事業の企画立案に関すること。
- (2) 市民文化の振興に関すること。
- (3) 市民文化団体の指導育成に関すること。
- (4) 市民文化団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他市民文化の振興に関すること。

(協議)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、関係機関の協議により別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。